





# 施 工 条 件 書

項 目	施 工 条 件 ・ 内 容 等	項 目	施 工 条 件 ・ 内 容 等
建設副産物 関 係	<p>2) 特定建設資材の種類及び再資源化等をする施設</p> <p>■ ① コンクリートの使用またはコンクリート塊の発生がある。</p> <p>□ ② アスファルトの使用またはアスファルト塊の発生がある。</p> <p>上記①、②に関して廃棄物が発生する場合は下記の処理施設に運搬する。なお、下記処理施設はコンクリート、アスファルトともに処理可能である。</p> <p style="text-align: center;">施設名</p> <p>□ ナスアスコン(株) (那須塩原市三区町)</p> <p>□ 北関東環境開発(株) (那須塩原市四区町)</p> <p>□ (有)トーマイ (那須塩原市青木)</p> <p>■ (有)余一砂利 (那須塩原市小結)</p> <p>□ 栃木県北アスコン(株) (那須塩原市鍋掛)</p> <p>□ 日本道路(株)丸山重機(株)那須合材センターJV (那須塩原市笹沼)</p> <p>□ 塩和建材(株)リサイクル21 (那須塩原市宇都野)</p> <p>□ (株)浜屋組 (矢板市針生)</p> <p>□ 貝塚興業(株) (那珂川町小川)</p> <p style="text-align: center;">運搬距離 : 9.4 km</p> <p>□ ③ 建設木材が発生する。</p> <p style="padding-left: 20px;">搬出先 : 箇所名 : 運搬距離 : km</p> <p>□ ④ 建設汚泥が発生する。</p> <p style="padding-left: 20px;">搬出先 : 箇所名 : 運搬距離 : km</p> <p>■ 4 特定建設資材以外の建設廃棄物が発生する。</p> <p>※1 建設廃棄物処理委託契約を処理業者と締結し、契約書の写しを建設副産物処理承認申請書に添付すること。</p> <p>※2 マニフェストA、B、D票の写しを竣工図書に添付すること。</p> <p>※3 分別解体等、再資源化が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を完了報告書(別添様式1)に記載し、監督員に報告すること(建設リサイクル法対象工事で特定建設資材を処理した場合のみ)。</p> <p style="padding-left: 20px;">① 再資源化等が完了した年月日</p> <p style="padding-left: 20px;">② 再資源化等をした施設の名称及び所在地</p> <p style="padding-left: 20px;">③ 再資源化等に要した費用</p>	建設副産物 関 係	<p>※4 上記搬出先施設名は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の非によるものでない事項については、この限りではない。</p> <p>※5 工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>■ 5 工事を実施するにあたっては、再生資源利用〔促進〕計画書を施工計画書に添付するものとし、計画書の実施状況については再生資源利用〔促進〕実施書を作成して、工事完了後すみやかに実施書及びフロッピーディスクを発注者に提出するものとする。なお、監督員の承諾を得て施工計画書を省略する場合でも再生資源利用〔促進〕実施書等については提出するものとする。また、再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)入力システムを利用するものとする。また、その写しを1年間自社にて保存すること。</p> <p>□ 6 建設発生土搬出先への情報提供を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">下記の事項を記載し搬出先市町村の担当窓口にて報告を行 記載事項</p> <p style="padding-left: 20px;">① 工事名、工事概要、工事箇所</p> <p style="padding-left: 20px;">② 工事発注機関名、工事発注機関監督員名、連絡先</p> <p style="padding-left: 20px;">③ 工事請負業社名、住所、現場代理人、連絡先</p> <p style="padding-left: 20px;">④ 建設発生土の運搬業者名</p> <p style="padding-left: 20px;">⑤ 建設発生土の受入先名(搬出先事業者名等)、住所</p> <p style="padding-left: 20px;">⑥ 建設発生土の搬出場所から受入先までの運搬経路</p> <p style="padding-left: 20px;">⑦ 建設発生土の搬出時期(搬出機関)</p> <p style="padding-left: 20px;">⑧ 建設発生土の土質(砂、ローム等)、土量(m<sup>3</sup>) (建設発生土を100m<sup>3</sup>以上、当該工事現場から他の市町村へ搬出する工事が該当)</p>
		支障物件等	<p>■ 1 地上、地下に占用物件等の工事支障物が存在する。</p> <p>□ ① 支障物件 :</p> <p>□ ② 移設方法、時 :</p> <p>□ ③ 撤去方法、時 :</p> <p>■ ④ 添架物には十分注意し工事を行うこと。</p> <p>■ ⑤ その他 : 水道管に保温材を設置する工事を予定しており、吊足場を供用することから、請負業者と調整を行うこと。</p>

※適用区分 (■ : 適用する、□ : 適用しない)

